

## 1. 目的

「第4次札幌市耐震改修促進計画」(以下「促進計画」という。)に定めた住宅の耐震化率の目標(令和12年までに97.5%)の達成にあたっては、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

札幌市木造住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(以下「アクションプログラム」という。)は、札幌市が実施する木造住宅耐震化に係る取組について、その進捗状況を評価するとともに、見直し、改善を図ることで住宅の耐震化を推進していくことを目的に作成する。

## 2. 位置付け

このアクションプログラムは、促進計画に基づき策定する。

## 3. 取組内容・目標・実績

計画	令和8年度取組内容	令和8年度目標
	<p>&lt;財政的支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧耐震基準の木造住宅に対する耐震診断員の派遣を実施</li> <li>住宅の耐震改修費に対する一部補助を実施</li> <li>住宅の除却費に対する一部支援を実施</li> </ul> <p>&lt;普及啓発等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅所有者に対する直接的な耐震化促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスティング等による啓発を実施</li> </ul> </li> <li>○耐震診断実施者に対する耐震化促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断結果報告時にパンフレット等の送付により耐震化を促進</li> <li>・耐震診断実施後一定期間経過した申請者への案内送付</li> </ul> </li> <li>○改修業者等の技術力向上及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・改修事業者に対する耐震改修工法等に関する説明会の実施</li> <li>・改修事業者リストの作成・公表</li> </ul> </li> <li>○耐震化の必要性に係る周知・普及                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌等での周知、パンフレット配布、市民向けセミナーの開催</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断員の派遣: 200件</li> <li>・住宅の耐震改修一部補助: 5件</li> <li>・住宅の除却一部補助: 30件</li> <li>・ポスティング: 60,000戸</li> </ul>
		前年度までの実績
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断員の派遣: 2,945件(H18-R7)</li> <li>・住宅の耐震改修(一部補助)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>設計: 37件(H22-R7)</li> <li>工事(パッケージ含む): 78件(H22-R7)</li> </ul> </li> <li>・住宅の除却費(一部補助): 128件(R3-R7)</li> </ul>
自己評価	前年度(令和7年度)の取組実績	前年度(令和7年度)の課題
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断員の派遣: 129件</li> <li>・住宅の耐震改修及び除却に対する一部補助: パッケージ補助1件、除却 25件</li> <li>・約50,000戸にポスティングによる啓発を実施</li> <li>・改修事業者リストの公表</li> <li>・広報誌等での周知及び市民セミナーを開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援策の認知度を高めるため、引き続き普及啓発に努める必要がある。</li> <li>・円滑に改修が進むよう設計者や改修業者の技術力向上をさらに図る必要がある。</li> </ul>
		改善策
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者に対する多様な手段による普及啓発を継続する。</li> <li>・設計者や事業者に広く講習会への参加を促し、技術力向上を図る取組を進める。</li> </ul>